

令和 3 年度事業着手

令和 7 年度計画変更

県営土地改良事業計画概要書

(農業用河川工作物等応急対策事業)

さ やま と う し ゅ こ う

佐 山 頭 首 工 地 区

滋賀県

目 次

【Ⅰ】土地改良事業計画の概要	1
第1章 目 的	1
第1節 事業の種類	1
第2節 事業の目的	1
第3節 関係地積	1
第2章 地域の所在及び現況	2
第1節 地 域	2
第2節 地 積	2
第3節 現 況	2
(1) 地域及び土質等	2
(2) 水利状況	3
(3) 道路状況	3
(4) 営農状況	3
(5) 地域環境の概況	3
第3章 基本計画	4
第1節 農業用排水施設整備（用水）	4
第2節 農業用排水施設整備（排水）	4
第3節 区画整理	4
第4節 暗きょ排水	4
第5節 環境配慮	4

第4章 工事又は管理の要領	5
第1節 工 事	5
第2節 管理の要領	5
第5章 換地の要領	5
第6章 費用の概算	5
第7章 効 用	6
第8章 他の事業との関係	7
第9章 計画概要図	7

【Ⅱ】県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法・・・8

【Ⅲ】県営土地改良事業(佐山頭首工地区)における事業費及び事務的費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準・・・・・・・・・・9

【Ⅰ】土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節 事業の種類

農業用排水施設整備（用水）

（土地改良法第2条第2項第1号の農業用排水施設整備）

第2節 事業の目的

本頭首工は、昭和40年に災害復旧事業によりコンクリート固定堰として建設され、昭和63年～平成2年に県営農業用河川工作物応急対策事業により現在の形状に改築されており。左右岸に広がる水田192.0haに用水を供給している。

本頭首工は堰及びエプロンが最大1.1m摩耗し、護岸も一部破損している。そのため、今後、堰の転倒や油圧配管の油漏れ等、河川管理上重大な事故につながる恐れがあり、治水機能が前後一連の区間に比較し劣っている。また、機械設備については老朽化や警報監視設備の不足などにより洪水時における適切な施設運用に支障をきたす状況にある。

本事業の実施により、頭首工の機能を回復し、農業用水の安定供給と災害の未然防止を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	市街地	その他	計
現況	(〃) 192.0	—	—	(〃) 192.0	—	—	—	(〃) 192.0
計画	(〃) 192.0	—	—	(〃) 192.0	—	—	—	(〃) 192.0

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地 域

滋賀県甲賀市土山町前野、甲賀町岩室

第2節 地 積

(令和7年7月現在(令和2年2月現在))

単位: ha

地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	市街地	その他	計
甲賀市	(〃) 192.0	—	—	(〃) 192.0	—	—	—	(〃) 192.0

第3節 現 況

(1) 地域及び土質等

本地域は滋賀県および琵琶湖の南東部に位置し、周囲を700m級の山に囲まれており、琵琶湖に流入する1級河川野洲川の浸食堆積作用により形成された河岸段丘である。

本地区は甲賀市の東部に位置し、農業構造改善事業和野地区等により区画整理がなされた水田地帯である。

当該施設の佐山頭首工は野洲川の琵琶湖より37km程度の場所に位置しており、野洲川ダム、青土ダムの下流に位置する。

気候条件は、以下のとおりである。

年平均気温 13.0℃

年平均降水量 133.7mm

年平均降水日数 134日

(2) 水利状況

① 用水状況

本地区はダムにより貯留された用水を佐山頭首工より取水し灌漑を行っている。佐山頭首工より取水された用水は県営事業等で建設された幹線用水路より支線用水路を経て農地に用水が供給されている。

② 排水状況

本地区の排水は排水路を経て野洲川に放流されている。

(3) 道路状況

道路は、受益地北側を国道 1 号線が受益地南側を県道 24 号線（甲賀土山線）および名神高速道路が走っており、作物も速やかに輸送できる。

(4) 営農状況

本地域の農業は、水稻を中心に麦を主とした転作が盛んに行われている農業振興地域である。

(5) 地域環境の概況

本地域は、緑豊かな山林に囲まれた美しい田園風景がひろがっており、佐山頭首工が設置されている野洲川と農業用用水路を中心に豊かな生態系が育まれている。

これら河川の水辺、その周辺には、魚類、昆虫、植物など多くの生物が生息しており、自然生態系・自然景観に恵まれている。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、192.0ヘクタール(〃)である。

単位：ha

事業名	田	畑	その他	計
農業用排水施設整備 (用水)	(〃) 192.0	—	—	(〃) 192.0

第1節 農業用排水施設整備（用水）

既設頭首工は堰およびエプロンが最大1.1m摩耗している。また、護岸が一部破損している。そのため、今後、堰の転倒や油圧配管の油漏れ等、河川管理上重大な事故につながる恐れがあり治水機能が前後一連の区間に比較し劣っている。また、機械設備については老朽化や警報監視設備の不足などにより洪水時における適切な施設運用に支障をきたす状況にある。魚道は摩耗により鉄筋の露出、隔壁の変形等の老朽化が進み機能を失っている。そのため本事業実施により、頭首工の機能を回復し、農業用水の安定供給と災害の未然防止を図る。

第2節 農業用排水施設整備（排水）

該当なし

第3節 区画整理

該当なし

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

佐川頭首工周辺には、ハリヨ、スナヤツメなどの希少な魚類が生息している。また希少植物として頭首工近辺にユキワリイチゲが繁殖している。そのため①魚類が繁殖期を迎える春から夏の時期は施工を避ける②汚水・濁水の適切な処理を行い、魚類等の水生生物の生息環境への配慮を行う③仮設道路等はユキワリイチゲの繁殖箇所を避ける。等の対策を行う。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工 事

改修を行う施設は、佐山頭首工である。

1 箇所（〃）

固定堰(無筋コンクリート) 堰高 3.9m(〃)、堰長 72.0m(〃)

予定工期

- ・着手 令和3年度
- ・完了 令和9年度（令和8年度） 予定

第2節 管理の要領

本事業により造成された佐山頭首工は、野洲川土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

本事業費は以下のとおりである。

事 業 名	事業費※1	事務的経費※2	合 計
農業用排水施設整備 (用水)	(418,000 千円) 916,000 千円	(0 千円) 45,800 千円	(418,000 千円) 961,800 千円

(令和7年度単価（令和元年度単価）。消費税については10%にて算定。)

※1：事業費とは、土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2：事務的経費とは、昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

()は計画変更前 単位：千円

効 果 名	年総効果（便益）額	年増加農業所得額
維持管理費節減効果	(△ 5,418) △ 6,696	(35) 43
災害防止効果（農業関係資産）	(10,364) 12,920	—
災害防止効果（一般資産）	(239,886) 351,171	—
災害防止効果（公共資産）	—	—
合 計	(244,832) 357,395	(35) 43

<参考>

- ① 当該事業費 = 890,172 千円(339,578 千円)
- ② その他費用 = 861,060 千円(751,160 千円)
- ③ 総事業費 = 1,751,232 千円(1,090,738 千円)
- ④ 年償還額 = 2,585 千円(1,124 千円)
- ④' うち機能向上分 = — 千円
- ⑤ 年総効果（便益）額 = 357,395 千円(244,832 千円)
- ⑥ 現況年総農業所得額 = 45,166 千円(42,549 千円)
- ⑦ 年総増加農業所得額 = 43 千円(35 千円)
- 評価期間 = 47 年(46 年)
- 割引率 = 0.04(")
- ⑧ 総便益額 = 9,149,671 千円(5,113,032 千円)
- ⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③) = 5.22 ≥ 1.0 (4.68)
- ⑩ 総所得償還率 (④÷⑥) = 0.06 ≤ 0.2 (0.03)
- ⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦) = — ≤ — (0.4)

【Ⅱ】 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

野洲川土地改良区

2. 管理すべき施設の種類

佐山頭首工 1箇所(〃)

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

施設管理者の定める規定による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

年間維持管理費 62 千円／年(15 千円／年)

(2) 費用の負担方法

必要経費は、施設管理者の定める規定により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

施設管理者が別に定める管理規定による。

【Ⅲ】 県営土地改良事業（佐山頭首工地区）における事業費及び事務的経費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費に要する費用	961,800 千円	(418,000 千円)
事業費（工事雑費を除く）	916,000 千円	(418,000 千円)
事務的経費（工事雑費を含む）	45,800 千円	(0 千円)
（令和7年度単価（令和元年度単価）。消費税については10%にて算定。）		

2. 負担区分の割合 単位：％

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担
事業費	55(〃)	37(〃)	4(〃)	4(〃)
事務的経費	—	100(〃)	—	—

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の甲賀市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施工に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有権の移転を受けて、目的外用途の供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。